(四)　都道府県知事、指定都市の市長及び(二)の方針を定めた市町村長（(五)において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、(一)又は(二)の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならないものとした。（第一五〇条第四項関係）

(五)　都道府県知事等は、(四)の報告書を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出し、かつ、公表しなければならないものとした。（第一五〇条第五項、第六項及び第八項関係）

2　監査制度の充実強化

(一)　監査基準に従った監査等の実施等

(1)　監査委員は、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。以下同じ。）に従い、監査等をしなければならないものとした。（第一九八条の三第一項関係）

(2)　監査基準は、監査委員が定めるものとした。（第一九八条の四第一項関係）

(3)　監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならないものとした。（第一九八条の四第三項関係）

(4)　総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとした。（第一九八条の四第五項関係）

(二)　監査委員の権限の強化等

(1)　監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長又は関係のある委員会若しくは委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとした。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならないものとした。（第一九九条第一一項関係）

(2)　監査委員から(1)による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長又は関係のある委員会若しくは委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないものとした。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならないものとした。（第一九九条第一五項関係）

(3)　監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならないものとした。（第七五条第五項及び第一九九条第一三項関係）

(三)　監査体制の見直し

(1)　条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとした。（第一九六条第一項関係）

(2)　監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるものとし、監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任するものとした。（第二〇〇条の二第一項及び第二項関係）

(3)　監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するものとした。（第二〇〇条の二第三項関係）

(四)　条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和

政令で定める市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならないものとした。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないものとした。（第二五二条の三六第二項関係）

3　決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定の整備

普通地方公共団体の長は、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないものとした。（第二三三条第七項関係）

4　地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

(一)　普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（第二四三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができるものとした。（新第二四三条の二第一項関係）

(二)　普通地方公共団体の議会は、(一)の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないものとした。（新第二四三条の二第二項関係）

(三)　住民監査請求があったときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならないものとした。（第二四二条第三項関係）

(四)　普通地方公共団体の議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないものとした。（第二四二条第一〇項関係）

二　地方公営企業法の一部改正関係

地方公共団体の長は、地方公営企業の決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならないものとした。（第三〇条第八項関係）

三　地方独立行政法人法の一部改正関係

1　地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加

市町村の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であって定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であって定型的なもののうち、別表に掲げるもの（以下「申請等関係事務」という。）を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理することを、地方独立行政法人の業務に追加するものとした。（第二一条第五号及び別表関係）

2　設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

(一)　1の業務及びこれに附帯する業務を行う地方独立行政法人（以下「申請等関係事務処理法人」という。）は、設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるもの（以下「設立団体申請等関係事務」という。）を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理することができるものとした。（第八七条の三第一項関係）

(二)　(一)により申請等関係事務処理法人が設立団体申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体の職員とそれぞれみなして、当該設立団体による設立団体申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとした。（第八七条の三第二項関係）